

「かいてき便り」を事業所内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！

INDEX

かいてき
便り

平成21年4月1日発行

第57号

加算届出期限

介護報酬の改定に伴う加算の届出の提出期限の延長について

窓口移転

事業者指定(居宅系)申請・届出の受付窓口の移転について

注意

福祉用具の利用に際して起こった重大製品事故及び介護ベッド等に

係るJISの改正について

お知らせ

業務管理体制の整備に関する届出について

事業所の廃止届・休止届が事前届出制へ

介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者に係る鉄道

利用について

指定更新申請書を発送しました

『「悪徳商法から高齢者を守るための出前講座」をおこないます

介護報酬の改定に伴う加算の届出の提出期限の延長について

加算届出期限

このことについて、平成21年4月1日適用のための提出期限を3月25日(水)としておりましたが、国の通知により、「4月1日から加算等の対象となるサービス提供が適切になされているにもかかわらず、届出が間に合わないといった場合については、4月中に届出が受理された場合に限り、ケアプランを見直し、利用者の同意が得られれば、4月1日にさかのぼって、加算を算定できることとする」扱いとしました。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/kaitei/index.html 「介護報酬改定・改定 Q&A」

事業者指定(居宅系)申請・届出の受付窓口の移転について

窓口移転

居宅サービス事業所の申請・変更等の受付・相談窓口が、平成21年4月より都から(財)東京都福祉保健財団へ変更になります。

サービスの種類		財団が窓口となる書類
福祉系	(介護予防)訪問介護 (介護予防)訪問入浴介護 (介護予防)通所介護 (介護予防)短期入所生活介護 (介護予防)福祉用具貸与 (介護予防)福祉用具販売 居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none">指定申請書変更届出書廃止・休止、再開届出書介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(加算届)指定更新申請書(従前と同じです)
医療系	(介護予防)訪問看護 (介護予防)居宅療養管理指導 (介護予防)訪問リハビリテーション (介護予防)通所リハビリテーション(老健併設を除く) (介護予防)短期入所療養介護(老健併設を除く) 介護療養型医療施設	郵送の場合の提出先も、4月1日から(財)東京都福祉保健財団に変わります。 上記書類の記載方法、添付書類等についての相談、問い合わせも、併せて財団で受け付けます。

* (財)東京都福祉保健財団 事業者支援部事業者指定室

(平成21年4月(財)東京都高齢者研究・福祉振興財団から名称変更)

* 平成21年4月1日、午後1時より窓口を開設

【所在地】東京都新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザ13階 【電話】03-5206-8752

なお、詳細はホームページ「東京都介護サービス情報」をご確認下さい。

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

福祉用具の利用に際して起こった重大製品事故及び介護ベッド等に係る JIS の改正について

このことについて、厚生労働省老健局から注意喚起の事務連絡がありました。福祉用具の使用に際しては、安全性を確保する措置を講じ、事故防止の取組を一層徹底されるようお願いいたします。

詳細は、東京都介護サービス情報の「利用者の安全確保にかかる注意喚起」に掲載

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/index.html

注意

業務管理体制の整備に関する届出について

お知らせ

介護事業運営の適正化等を図るための改正法が平成21年5月1日に施行されます。新たに事業者の指定(又は許可)の事業所・施設数の規模に応じて「業務管理体制の整備に関する届出」が必要となります。届出開始は平成21年5月1日以降となり、初回の届出は平成21年10月末までです。詳細は、施行日にあわせて東京都介護サービス情報にてお知らせしますのでご確認ください。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinchaku/index.html

事業所の廃止届・休止届が事前届出制へ

お知らせ

事業所の廃止・休止届出について、平成21年5月1日の法改正施行後、これまでの「廃止・休止したときは、10日以内に届出」から「廃止・休止の日の1月前」までの事前届出制に変更となります。

また、利用者の保護のため事業所の廃止・休止時、利用者が希望する場合にはサービスが継続的に提供されるよう「サービスの確保」に係る事業者の義務が明確化されましたのでご注意ください。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinchaku/index.html

お知らせ

介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者に係る鉄道利用について

介護保険制度によりハンドル形電動車いすの貸与を受けている方が、鉄道の利用を希望する場合、指定福祉用具貸与事業所又は指定介護予防福祉用具貸与事業所は、利用者の申請に基づき、「ハンドル形電動車いす提供証明書」を交付する等の所要の手続きが必要となりました。手続きの内容及び証明書様式(例)は、ホームページをご覧ください。東京都介護サービス情報>介護保険のお知らせ>事務連絡その他

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/jimu/index.html

指定更新申請書を発送しました

お知らせ

平成15年10月1日に指定を受けた事業所・施設(介護保険課所管)については、指定更新申請書を3月下旬に発送しました。提出期限は、**平成21年4月30日**です。

指定更新申請書に印刷されている内容は、平成21年3月9日時点の審査完了データですので、申請書発行以降に印刷されている内容に変更等があった場合でも、変更届が提出されていれば問題ありません。

→東京都介護サービス情報>事業者指定更新

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/koshin/index.html)

【更新関係】 問い合わせ先 03-5206-8752(財)東京都福祉保健財団 事業者支援部事業者指定室

「悪徳商法から高齢者を守るための出前講座」を行います

お知らせ

東京都生活文化スポーツ局では、深刻化する悪質商法の被害から高齢者を守るため、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員など高齢者を支える身近な方々を対象に出前講座を開催します。

講座では、第一線で消費生活相談の経験を持つ相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口や被害発見のポイント、対処方法などについて詳しく講義を行います。

講師派遣期間 平成21年4月15日～平成22年3月31日(土日祝日も実施<12/29～1/3を除く>)

☆講義時間 午前10時～午後8時の間で1～2時間程度

☆講師派遣場所 都内で希望する場所に講師が出向きます。

費用 無料

☆申込受付期間 平成21年4月1日(水)～平成22年3月17日(水)【先着150回】

☆申込方法 都・区市町村の消費生活センター窓口区市町村の消費生活センター窓口またはホームページ「東京くらしWEB」

(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/de_koza/kourei.html)からのダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、下記へFAXしてください。

☆申込み・問い合わせ先 (社)全国消費生活相談員協会事務局 FAX 03-3448-9830<FAXのみの受付>

TEL 03-5793-7276(月～金 9時30分～17時<祝日・年末年始除く>)